

平成25年 2月 7日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
敦 賀 本 部

高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理上の不備に係る
原子力規制委員会への報告内容の一部誤りについて

当機構は、「もんじゅ」における保守管理上の不備について、原子力規制委員会からの命令^{※1、2}（平成24年12月12日付け）を受け、点検時期を超過している機器の点検を実施するとともに、保全の有効性評価及び保全計画の見直し、事実関係の調査、原因究明・再発防止策、組織的要因・企業風土の問題等の根本原因分析を踏まえた再発防止策について報告書として取りまとめ、原子力規制委員会に提出しました。

- ※1：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について」（平成24年12月12日 原管P発第121207001号）
- ※2：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について」（平成24年12月12日 原管P発第121207002号）

【平成25年1月31日 プレス発表済み】

これらの報告書のうち、「「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について」（平成24年12月12日 原管P発第121207001号）」の報告書において一部誤りがあり、本日、別添のとおり原子力規制庁に連絡しました。引き続き、報告書の内容について誤りがないか確認してまいります。

別添：「『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について」（平成24年12月12日 原管P発第121207001号）』に対する結果報告について（平成25年1月31日24原機(も)635）」の一部記載の誤りについて

以 上

『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について(平成 24 年 12 月 12 日原管P発第 121207001 号)』に対する結果報告について(平成 25 年 1 月 31 日 24 原機(も)635)」の一部記載の誤りについて

平成 25 年 1 月 31 日に原子力規制委員会に報告しました『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について(平成 24 年 12 月 12 日 原管P発第 121207001 号)』に対する結果報告について(平成 25 年 1 月 31 日 24 原機(も)635)」において、次の通り誤りを確認したため、報告いたします。

報告書 6 ページ 「2.2.2 その他の機器の点検」

誤) (1)クラス1機器*155 個:平成 25 年1月末までに点検を実施した。

正) (1)クラス1機器*155 個:平成 25 年1月末までに 50 個の点検を実施した。残り 5 個は点検ができるプラント状態となりしだい、速やかに点検を実施する。

点検が完了していない機器は以下の①～⑤です。このうち①～④は外観点検、特性試験等は 1 月末までに実施しましたが、一部の点検項目(性能試験等)が未了となっております。これらの点検項目については、ディーゼル発電機の点検の最終段階である負荷試験で行います。

⑤は、今回の再調査の最終段階で未点検機器に追加され、クラス1の未点検機器数としては 55 としましたが、点検実施の確認ができていませんでした。本日、点検を実施します。

なお、現在、ディーゼル発電機(C)及び 1 次系Cループの点検期間であり、原子炉の安全性への影響はありません。

- ① ディーゼル発電機(C)制御盤
- ② ディーゼル発電機(C)電圧調整器盤
- ③ ディーゼル発電機(C)シリコン整流器盤
- ④ ディーゼル発電機(C)本体
- ⑤ 1 次主冷却系電磁流量計(C)

以上